平成２２年（フ）第１０４号
栃木県宇都宮市緑５丁目２番２号　グリーンマンション101
債務者　細田　澄子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２２号
栃木県宇都宮市清住１丁目２番５号
債務者　滝島健太郎
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２４号
栃木県鹿沼市下武子町335番地２　広田アパート
債務者　佐藤太充子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３０号
栃木県真岡市さくら１丁目４番地４　コーポイシジマ103号、前住所栃木県真岡市さくら１丁目10番地６　パールハウスＡ棟103号
債務者　金澤　靖明
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３１号
栃木県塩谷郡塩谷町大字船生2494番地14
債務者　伏見　純一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町10番地36　クラシティ御幸407、前住所栃木県宇都宮市戸祭２丁目１番13号
債務者　小林　正義
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３５号
栃木県日光市土沢1576番地５
債務者　伊藤　清恵
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３９号
栃木県宇都宮市野沢町329番地６　まつやアパート190号室、前住所栃木県宇都宮市戸祭１丁目２番20号
債務者　下茅　政勝
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４０号
栃木県宇都宮市御幸町１番地８
債務者　齋藤　恵一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４１号
栃木県宇都宮市中岡本町1523番地
債務者　小林　英雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４４号
栃木県宇都宮市若松原２丁目12番27号　ミドルヴィレッジ１号館102号
債務者　手塚　安雄
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１２号
神奈川県綾瀬市深谷1791番地　ベルツリーⅡ101
債務者　鳴海　英司
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１３号
神奈川県綾瀬市深谷1791番地　ベルツリーⅡ101
債務者　鳴海　麻希
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５号
神奈川県大和市下鶴間2047番地　コトーつきみ野111号
債務者　中崎美知子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２６号
岡山県赤磐市中島82番地１
債務者　木下　明美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部